

中小企業者向け設備貸与制度

設備投資の お手伝い



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

- ☑ 北海道内の中小企業者が利用できる公的な設備貸与制度

設備割賦販売

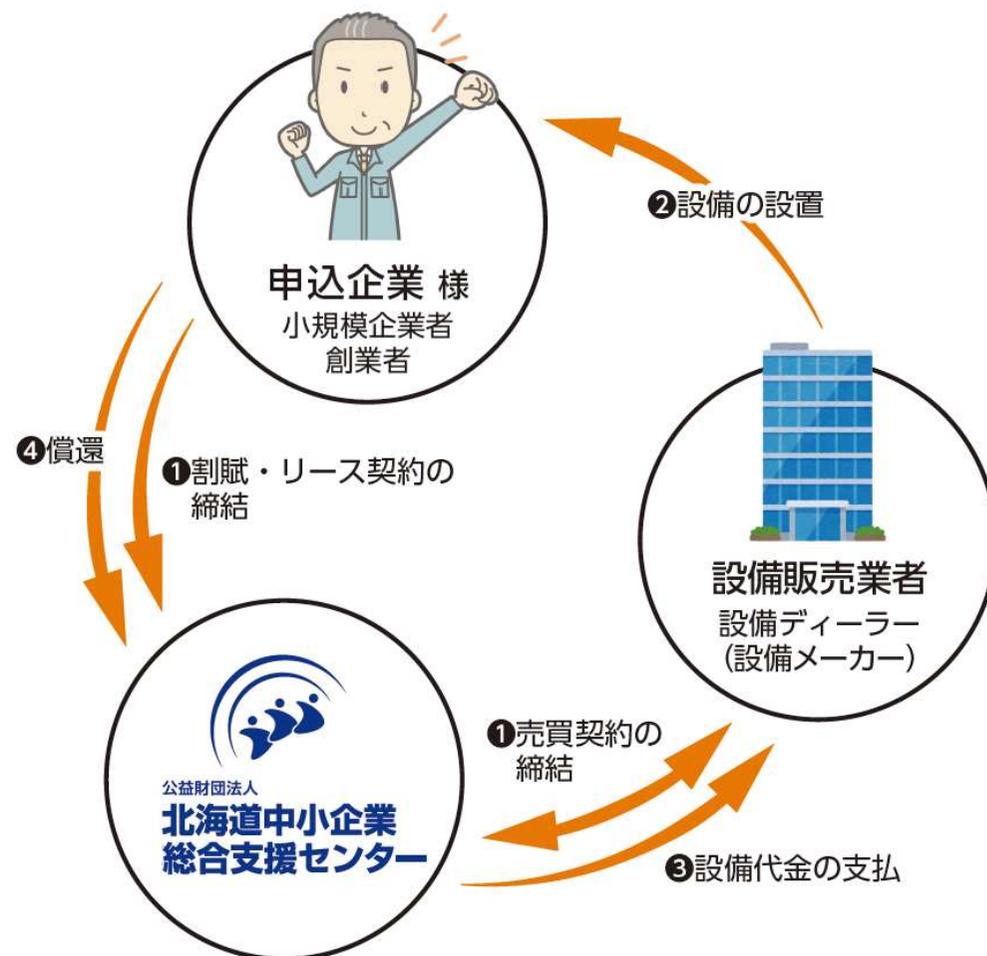
機械等の設備を
分割払いで販売します

設備リース

機械等の設備を
リースします

制度の仕組み

- ☑ **当センターが** 設備販売業者から **機械等(重機・車輛を含む)を購入**
- ☑ 設備販売業者が当該機械等を **申込企業に設置**
- ☑ 当センターと申込企業とで **割賦販売契約またはリース契約** を締結し、当センターへ**分割支払**



対象者

- 道内で事業を営む企業 ※原則全業種が対象
- 創業予定者
※1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月以内に具体的な法人設立計画のある、事業を営んでいない個人

従業員規模

常時使用する従業員の数が50名以下

対象設備

道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの ※中古設備は対象外

限度額

100万円～1億円

制度概要

	割 賦	リース
支払期間	最長 10年 ※耐用年数以内、据置期間1年以内含	3年~10年 ※耐用年数により異なります
支払方法	月賦または半年賦払 (応答月の5日)	毎月払 (毎月5日)
利率(年)・ リース料率(月)	1.8%~2.0%	0.998%(10年)~2.955%(3年)
保証金	設備購入価額の 5%	不要
前納金	設備購入価額の 50% まで前納可能	不可
連帯保証人	原則代表者1名 ※個人事業主の場合、原則免除	
担 保	原則不要	

1

金融機関の**借入枠外**での設備導入が可能

➤ 信用保証料は不要です

2

期間別の**固定金利**（年利率1.8~2.0%）で利用可能

➤ 当センター会員向けの利子補給制度の利用で
当初3年間年率0.8%から利用可（別途年会費が必要です）

3

最長10年の支払期間で利用可能

➤ 当該設備の法定耐用年数+2年または10年が最長

お申込みから支払い完了まで



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター



対象設備例



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

土木・建築工事業

- ブルドーザ ●ホイールローダ
- ショベルローダ ●クレーン車
- コンクリートポンプ車
- クレーン付トラック
- クローラードンプ
- ダンプトラック
- 油圧ショベル
- 建柱車 他



機械・金属製品製造業

- (NC)旋盤 ●(NC)フライス盤 ●丸鋸盤
- バンドソー ●ベンダー ●プレスブレーキ
- 溶接機(ロボット)
- タレットパンチプレス
- 搬送設備
- レーザー加工機
- プラズマ加工機
- ショットブラスト
- 造形装置 ●測定装置 他



木材・木製品製造業

- リッパ ●栈積機 ●おが粉製造設備
- 乾燥設備
- 丸太運搬用各種重機
- NCルーター ●パネルソー
- モルダー ●テノーナ
- プレス機 ●塗装用設備
- (木屑)ボイラー
- ブリケットマシン
- 集塵機 他



農水産品加工・食品製造業

- 冷凍・冷蔵設備 ●トンネルフリーザー
- 製氷機 ●スライサー ●搬送設備
- 殺菌装置 ●トンネルオープン
- コンベクションオープン
- ゆで麺機 ●自動充てん機
- 自動計量機
- 自動包装機
- 自動選別機
- X線検査装置
- 水処理設備 他



各種製造業

- 印刷機 ●製版機 ●CTP ●自動見当合せ機
- 大型カラープリンター ●自動製袋機
- レーザー加工機 ●縫製用機器
- 砕石プラント・鋳工業用設備
- 自動倉庫
- 廃油再生設備 他



運輸業・倉庫業

- 保冷車 ●トレーラーヘッド ●ダンプ
- クレーン付トラック ●ミルクローリー
- 各種特殊車両 ●観光バス ●冷凍・冷蔵設備
- フォークリフト 他



ご利用事例

丸幸ムサシ工業株式会社

所在地 札幌市清田区
設立年月 昭和49年2月
事業内容 一般貨物自動車運送業
設備納入日 令和3年4月



相談のきっかけ

「ちょうど車両の更新を検討していて、ホームページで調べて決算書等必要書類を用意し窓口へ相談に行った」のがきっかけ。

最初は「敷居が高いのか？」と不安に思っていたが、申請から決定までスムーズであり、ユニック車1台導入に至った。

当時は、トラクタ・トレーラ単体での利用は出来ないとの説明を受け、対象に加えるように担当者へ要望。新制度へ移行し、トラクタ・トレーラも利用可能となった事で、平成27年度に2度目の利用。最近は当社の設備更新時期とも重なり、令和2年度に2回、令和3年度、令和4年度と継続的に利用頂いている。

制度利用のメリット

割賦の場合、**元金支払いが設備引渡後6ヶ月目から**であること、また**利子補給制度**（センター会員向け）をあげられ、「金融機関と比べ、利用者に添った対応をしてもらえ、**資金先行する事なく設備導入が出来て、大変助かっている**」と評価を頂いた。

また『相談の中で「有利子負債が多いが、積極的な設備投資にて競争力を有することが御社の強み」とアドバイスを貰え、これまでの経営が間違っていなかったと自信を得ることが出来ている』と、条件面以外のメリットも感じているとのこと。

今後の展望

この業界で「もっともっと尖っていきたい」という。「コロナウイルス対応で国家財政が圧迫され、今後は建設関連投資の減少も想定されるが、得意分野を極めることが、取引先の需要ともマッチしていくと考える」「その為にも設備更新が必須であり、今後も積極的に制度を活用したいので、宜しく頼みます！」と、力強い言葉を頂いた。

設備の導入時は
是非本制度利用を
ご検討ください！

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援G



011-232-2404



taiyo@hsc.or.jp



https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

